

緑の風 FAX版



JR 東労組ホームページ

NO. 91 2020年3月23日 JR東労組

不正が発覚した、水戸・東京・八王子 地本元役員らに対し、提訴を行う！

2020年2月に入り、JR東労組水戸・東京・八王子地方本部の役員・組合員がJR東労組を脱退しました。そして、2月10日、脱退した元役員・組合員らを中心として「JR東日本輸送サービス労組」が結成されました。その後、中央本部は水戸・東京・八王子地方本部に本部派遣を行ったところ、地本事務所内で新労組の結成に関する資料が多く発見されました。

そのような中、JR東労組水戸・東京・八王子地方本部の会計監査を行ったところ、多くの不正行為が発覚したことから、2020年3月23日、元組合員らを提訴しました。

1、JR東労組八王子地本元役員に対する組合費不正利得返還請求

- ①請求額 3000万円
- ②提訴内容 JR東労組八王子地本元役員が2019年11月に、銀行から6000万円の支払いを受けたうち、3000万円を不正に利得しているため返還を求める。

2、JR東労組水戸地本元役員に対する組合費不正利得返還請求

- ①請求額 970万円
- ②提訴内容 JR東労組水戸地本元役員が指示し、水戸地本は金融機関から2019年5月に670万円、同年11月に900万の支払いを受けた。JR東労組水戸地本元役員は同年12月に600万円を戻したが、残りの970万円を不正に利得しているため返還を求める。

3、JR東労組東京地本元役員ら10名に対する損害賠償請求

- ①請求額 約4295万円
- ②提訴内容 JR東労組東京地本元役員ら10名は2019年10月以降、同地本の連帯活動基金の運用手続をとることなく、共同して金銭を支出した。また、連帯活動基金の定められた用途から逸脱し、勤務期間2～3年のシニア雇用者3名に対し、雇用契約に定められた金額の数倍の退職手当（計約2728万円）を支払った。また、連帯活動基金で購入した物品（約831万円分）が組合に存在していない。JR東労組東京地本元役員ら10名は本件支出に同意し、組合に損害を被らせたため損害賠償を求める。

中央本部は上記以外にも、数千万円の用途不明金、多くの備品の紛失があることから別訴を検討しています。また、バス関東本部元役員らによる会計の不正疑惑が発覚したため、解明を行います。

組合費の不正使用は許しません！

JR東労組弁護団と共に、正常な組織運営を取り戻すため、不正を許さず、たたかい抜こう！